

## ヘルプライン規程

### (目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人多文化センターまんまるあかし以下「法人」という。)における、不正行為による不祥事の防止及び早期発見、自浄作用の向上、風評リスクの管理、及び法人に対する社会的信頼の確保のため、内部通報制度（「ヘルプライン」と称する。）を設けるとともに、その運営の方法等、必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象者)

第2条 本規程は、法人の役員及び職員・アルバイト等を含むすべての従業員（以下「役職員」という。）に対して適用する。

### (通報等)

第3条 法人又は役職員の不正行為として別表に掲げる事項（以下、「申告事項」という。）が生じ、又は生じるおそれがある場合、役職員（この法人が行う事業に直接的又は間接的に関係する者を含む。）は、本規程の定めるところにより、通報、申告又は相談（以下「通報等」という。）をすることができる。

2 通報等を行った者（以下「通報者」という。）、通報者に協力した役職員及び当該通報等に基づく調査に積極的に関与した役職員（以下、「通報者等」という。）は、本規程による保護の対象となる。

3 申告事項が生じ、又は生じるおそれがあることを知った役職員は、本規程に基づき、通報等を積極的に行うよう努めるものとする。

### (通報等の方法)

第4条 役職員は、次に定めるヘルプラインの窓口（以下「ヘルプライン窓口」という。）に対して、電話、電子メール又は直接面談する方法等により通報等を行うことができる。各ヘルプライン窓口の電話番号、電子メールのアドレス等は、別途役職員に通知する。

(1) コンプライアンス規程に定めるコンプライアンス担当責任者

(2) 監事

2 「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に関連する手続及び活動等に関する通報等は、前項で定めるものに加えて、JANPIA が設置する資金分配団体等役職員専用ヘルプラインもヘルプライン窓口とする。

3 契約又はその他の規程に定める守秘義務に関する規定は、本規程の定めに従って行われる通報等を妨げるものではない。

### (情報の記録と管理)

第5条 通報等を受けた各ヘルプライン窓口は、通報者等の氏名（匿名の場合を除く。）、通

報等の経緯、その内容及び証拠等を、部署内において記録し、保管するものとする。ただし、通報者に関する情報が、許容される範囲を超えて開示されることがないように留意するものとする。

2 通報等を受けた各ヘルプライン窓口に関与する者その他通報等に係る情報を取得した者は、その情報に関して秘密を保持しなければならない、外部の調査機関に当該情報を開示する場合には、当該開示を受けた者が第三者に当該情報を開示し、又は漏洩することを防止する措置を講じるものとする。

3 役職員は、各ヘルプライン窓口に対して、通報者特定情報の開示を求めてはならない。

(不利益処分等の禁止)

第6条 法人の役職員は、通報者等が通報等を行ったこと、通報者に協力したこと又は通報等に基づく調査に積極的に関与したことを理由として、通報者等に対する懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事考課におけるマイナス評価等、通報者等に対して不利益な処分又は措置を行ってはならない。

(改 廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

本規程は、令和 6 年 4 月 1 日より実施する。(令和 6 年 3 月 3 0 日 理事会にて議決)

